

社会福祉法人まこと福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと福社会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は次の通り支給する。

報酬

理事	1人一律10,000円(年額)
監事	1人一律10,000円(年額)
評議員	1人一律10,000円(年額)

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	そ の 他
実 費	10,000円	2,400円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。